

## 各団体における実証事業の受入の検討について

各団体において、下記の内容を踏まえ休日の部活動に係り、実証事業の受入が可能かどうかの検討を第2回検討協議会までに行っていただきたい。

- 休日の部活動については基本的に土曜日（一部、日曜・祝日に実施する場合有り）に実施しているがその受入の可否について（活動時間は原則3時間以内）  
※検討いただいた結果では
  - ・ 休日は全て対応可能 ・ 休日のうち土曜日で、月に1・2回程度であれば可能
  - ・ 毎月固定回数は決められないが、可能な日があれば受け入れすることといたしたい
  - ・ 協議の結果、体制整備などに時間を要するため、年明けの令和7年から受け入れることといたしたい（或いは・整った段階からや令和7年度からなど）
  - ・ 協議を行った結果、人力的な面などにより対応困難（不可）であるなど様々なパターンが考えられる。
  
- 実証事業における各部の練習場所は資料5「砂川中学校各部活動における令和6年4月～8月の土日活動状況について」を参照にされたい。
  
- 生徒の練習場所までの移動や練習後の帰宅までの手段については、自宅からの距離に応じて徒歩・自転車・スクールバスのルール整備がされていることから、実証事業を行うにあたって支障はないこと。
  
- 実証事業を行うにあたり、指導者へ実績に応じ翌月に報酬・費用弁償を支払う。（1時間あたり900円で予算計上。単価については、他市町や国の動向を見て、実証事業開始までに再度検討する予定。）  
・ **報酬・旅費のお支払いまで**  
報酬の元となる根拠資料は、資料7の10P様式1「部活動の地域移行実証事業指導実施報告書」を指導者1名につき1枚、各月末までの指導時間や内容等を記載し、翌月5日までに中学校へ提出。中学校は提出された様式1に基づいて指導実施のあった翌月の10日までに様式2を作成し様式1の写しを添付して市教委へ提出。市教委は中学校から提出のあった様式2を精査し、添付された様式1の写しのとおり各指導者へ支出。